

非常時の思想 ——ヘーゲル『法哲学』とその視座

中谷 勇輝

序——思想と時代

私がベルリンへと渡航した 2024 年の夏から現在に至るまでの世界情勢は、率直に言って異常だった。ウクライナとパレスチナで続く戦争については言うまでもなく、韓国における戒厳令の発令やドイツにおける極右政党の躍進、アメリカに端を発する世界規模の商業競争など具体的な事例を挙げ始めるとキリがない。我々を包む空気感は明らかに 10 年前とは異なっており、かつては斬新に見えた思想が今では精彩を欠いて見えることも決して少なくはない。もし哲学の課題が「思想のうちに自らの時代を捉える」ことであるならば、このように述べたヘーゲル自身の意図に従って、『法哲学』は新たに読み直されるのでなければならない (GW 14, S. 15)¹。そのために本稿が補助線として取り上げるのは、私自身もその一端を成したところのもの、すなわち人間の移動である。

視座

アドルノは、「ヘーゲルの何がアクチュアルなのか」という問いと「現在はヘーゲルの目から見て何を意味するのか」という問い合わせることから『三つのヘーゲル研究』の議論を始めている (Adorno 1970)。曰く、第一の問いは偶然ヘーゲルの後に生まれることができた者の傲慢を示すものに他ならず、我々は後者の問い合わせをこそ打ち立てる所以でなければならない。それでは、「国家は客観的精神であるがゆえに、個人自身はただ国家の一員であるときにのみ客観性、真理、人倫をもつ」(§258) と述べるヘーゲルの目に、交通網の発展や政治的な危機などを原因とする現代の大規模な人口移動——留学と呼ばれる営みもそのうちに数えられてよい——はどのように映るのか。旅券の上で“国籍”とみなされた国を離れた者は、直ちに「客観性、真理、人倫」の必要条件であるところの「国家」、すなわち「客観的精神」を喪失し、ことの必然として「客観性、真理、人倫」の全てを放棄することになるのだろうか。まさかそのようなことはあるまい。ここで我々は、むしろ思考を逆転させなけ

¹ ヘーゲル『法哲学』からの引用にあたっては、「序言」からの引用である場合には Meiner 版全集 (GW: Gesammelte Werke) の巻数とページ数を示し、本文からの引用にあたってはパラグラフ番号を示す。

ればならない。私の考えでは、「ただ国家の一員であるときにのみ」という留保は逆のケース、つまり個人が「国家の一員でないときには」という条件をこそ示唆しているのである。

だが、長らくプロイセンの御用学者として扱われてきたヘーゲルが、「国家の一員でないときには」という条件について真剣に検討していたなどということは本当にありうるのか。確かに伝記的に言えば、ヘーゲルは一般的に旅行と呼ばれる尺度を越えて、己が生を享けた国家の外部に長期間な滞在をしたことがない²。その意味で彼の感性は、度重なる亡命生活によって形成されたマルクスのそれとは異なる。だが、だからといって、我々はヘーゲルの感性が“ドイツ”ないし“プロイセン”と完全に癒着していたなどと言うべきではない。私の見立てでは、ヘーゲルは亡命者でこそなかったものの、ある種の難民となった経験を有しているからである。

現在のドイツ連邦共和国の中心から東へと少し逸れたところに、十八世紀末から十九世紀序盤にかけてカント哲学とドイツロマン主義の牙城となった大学都市イエーナがある。

『精神現象学』の執筆を終えつつあったヘーゲルは、そこでフランス軍の侵攻に直面した。彼はそこで、敵国の一兵卒のみならず、ナポレオンその人をも目撃している。想像して欲しい。居を構えた土地が戦場になるということにはそれだけで計り知れない衝撃があるが、ましてや当の土地に敵対国の首領が直接その足を踏み入れたとすれば、住民の動搖には比較を絶したものがあったはずである。実際、例えば第二次世界大戦を経て厚木飛行場に連合国最高司令官がその姿を現したのは、日本の全面降伏と足並みを揃えてのことであった。そう考えれば、フランス革命の余波として生じた戦争の最中にあってもまた、敵国の首領が姿を現すという事態が当の土地における国家の全面的な敗北と降伏という印象を伴ったであろうことは決して想像に難くないはずである。

言うまでもなく十九世紀初頭の“ドイツ”はウェストファリア条約以来の 150 年にわたる分裂状態を抜け出しておらず、いまだ近代的な国家としての統一性を欠いていた。したがつてこの点を強調するならば、ヘーゲルが直面したのは国家の喪失であったというよりもむしろ（近代的な意味での）国家の不在という生の現実であったと言うべきだろう。こうした条件下において個人は公共空間における自己実現を阻まれるのみならず（客観性）、存立のための基盤を脅かされ（真理）、文化や風習も維持することができない（人倫）。「客観性、真理、人倫」に関するヘーゲルの議論は、こうした彼自身の経験に即して読まれなければな

² 本稿における伝記的記述は原則的に Pinkard(2000)に依拠している。

らない。

ところでヘーゲルは、イエーナ時代（1801–1807）に先立つベルン時代（1795–1796）において既に、「国家法と教会法」という草稿の執筆に着手していた。この草稿は教会の法と区別される國家の法の本質を問うものである。しかし上述のように、ヘーゲルを包む当時の現実を特徴づけるのは、國家の不在でこそあれ強力な近代的国家ではない³。言い換えれば、この時期のヘーゲルは存在しない「國家」について、あたかもそれが存在するかのように思考を展開していたのである。ここに我々は、ヘーゲルの空想を読み取る。では、この空想を突き崩すものは一体何か。ジジェクがヘーゲルを読みつつ示すように、現実の空無は空想を通じて、より正確に言えば空想の不可能性ないし挫折を通じてこそ真に露呈され得る。逆に言えば、この空無はそれ以外の仕方では露呈され得ない（Žižek 2008, p. 148）⁴。それゆえヘーゲルの論理に従えば、イエーナにおける徹底した敗戦は彼自身が現実と直面するために必要不可欠だったのであり、頭では理解していた國家の不在という現実に再び直面することで、彼は初めてその現実を把握するに至ったのである。

ここで当初の問い合わせに戻ろう。「国家は客観的精神であるがゆえに、個人自身はただ国家の一員であるときにのみ客観性、真理、人倫をもつ」（§258）と述べるヘーゲルの目に、現代の劇的な人口移動はどのように映るのか。『法哲学』というテクストを、国籍を保障された異邦人の境遇と照らし合わせることで浮かび上がってくるのは、個人が自らの意志に基づいて一時的に母国の外部に身を寄せるという事態をこのテクストが殆ど問題にしていないということである。それゆえ例えばカントが『永遠平和のために』で重視した旅行客というカテゴリーを『法哲学』のうちに持ち込み、旅行客は人倫のどこに位置するのかという問い合わせを立てるならば、その問い合わせを巡る議論は空転せざるをえない。ヘーゲル的な思考にとってそれよりも重要なのは、国家の一員たるための条件を選択の余地なく剥奪されたものによるいわば難民的な観座である。戦火に追われる者や国外へと強制的に退去させられる者、あるいは国と国との狭間において抑留される者は、「客観性、真理、人倫」の全てを抗し難く喪失する。2000 年初頭までの政治思想がハーバーマスからロールズに至るまで悉くカントへと回帰してゆく傾向を見せたことは周知の通りだが（cf. Honneth 2001）、我々はカント的な

³ 実際ヘーゲルは 1800 年前後の草稿において次のように問い合わせを立てている。「ドイツは民族の権利としてなおドイツ人の國であるにもかかわらずもはや國家ではない。これは何に由来するのか、またいかにしてこれに対処すべきであったか」（Fulda 2003）。

⁴ なお、ヘーゲルが言及するのはエルバ島への島流しを経て歴史的使命を終えたナポレオンが——その意味ではすでに死んでいたにもかかわらず——ワーテルローでの敗戦を通じて二度目の死を迎えるという挿話である。

永遠平和論があくまで国家の現存を前提としていることを見落としてはならない。そこで取り上げられるのは国籍を保障された旅行者でこそあれ、国家を喪失した難民や不法移民では決してないのである。かつてハイムやポパーによって国家主義のプロパガンダと見なされたこともある『法哲学』の国家論は (Haym 1857, Popper 2020)、言ってみればむしろその逆側からこそ説き起こされている。十九世紀にはヘーゲル右派と左派との間で、『法哲学』が現実的国家を理論により正当化する書物なのか、それとも理想的国家を提示することにより現実を批判する書物なのかということが争われたが (Löwith 2022)、ヘーゲル当人の遺したテクストはこうした二項対立を見事にすり抜けていた。むしろ重要なのは、国家の不在という事態に他ならないからである。

跋——不在から始まる

我々は以上の考察をさらに展開することができる。ヘーゲルの『法哲学』は『エンチクロペディー』の体系の一角にふさわしく三部構成の三部構成により成立しており、第一部「抽象法」、第二部「道徳」に続く第三部「人倫」は、「家族」「市民社会（＝市場）」「国家」の三つの章によって構成されている。ヘーゲルの周囲に国家が不在であったことについては既に述べたが、では家族や市場についてはどうなのか。ここで我々は、例えばヘーゲルが婚外子の存在に頭を悩ませていた事実を想起することができる⁵。また、イギリスに対する当時のドイツ産業の後進性に言及してもよい。いずれにせよ、ヘーゲルの周囲に見出されるのは不完全な結婚と未成熟な市場であり、このことから、『法哲学』の提示する社会像が現実における欠如を埋め合わせるものとなっていることは明らかだろう。ヘーゲル『法哲学』の駆動力は、家族の不在、市民社会の不在、そして国家の不在という三つの不在のうちにこそ存しているのである。

ヘーゲルによれば、『法哲学』は「概念の必然的展開」に即して記述されている。しかしここで彼が述べる必然性は、彼自身が指摘するように自然法則の必然性とは区別されなければならない。ヘーゲルは社会理論における必然性がいかなるものであるのかを説明しなかったが、アーレントが述べるように、自然の必然性と人間の必要性は概念上表裏一体の関係を成している (Arendt 1990)。だとすれば、ヘーゲル『法哲学』を駆動する Notwendigkeit

⁵ ヘーゲルは最終的に、妻とは円満な関係を築き上げた。しかし彼が母以外の家族（父・妹・弟）とは理想的な関係を維持しえず、『法哲学』執筆に先立つニュルンベルク時代において、既に彼らから独立するに至っていたことは注目に値する (cf. Pinkard 2000, Chapter 7)。

という概念は、欠如を埋め合わせる必要性として特徴付けられ得るのではないだろうか。哲学者の視線は、窮乏する者の側からこの世界へと向けられている⁶。

参考文献

- Adorno, T. W. (1970). *Drei Studien zu Hegel*. Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- Arendt, H. (1990). *On revolution*. London: Penguin Books.
- Fulda, H. F. (2003). *Georg Wilhelm Friedrich Hegel*. München: C.H.Beck.
- Haym, R. (1857). *Hegel und seine Zeit*. Berlin.
- Hegel, G. W. F. (2009). *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. In *Gesammelte Werke*, Band 14, 1. Hamburg: Felix Meiner.
- Honneth, A. (2001). *Leiden an Unbestimmtheit: Eine Reaktualisierung der Hegelschen Rechtsphilosophie*. Stuttgart: Reclam.
- Löwith, K. (2022). *Von Hegel zu Nietzsche*. In *Sämtliche Schriften*, Band 4. Berlin: J. B. Metzler.
- Pinkard, T. (2000). *Hegel: A Biography*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Popper, K. (2020). *The Open Society and Its Enemies*. One-Volume Edition. With a new foreword by George Soros. With an introduction by Alan Ryan and an essay by E. H. Gombrich. Princeton: Princeton University Press.
- Žižek, S. (2008). *The Sublime Object of Ideology*. New Edition. London: Verso.

(2025 年 7 月 19 日受理、2025年12月公開)

⁶ 本研究成果は東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター（DESK）の支援を受けたものである。ベルリンという場所に身を置かなければ、本稿で展開したような『法哲学』の解釈は不可能であった。滞在中に支援をしてくださった皆さんに深く感謝申し上げる。